備前市移住調査宿泊費補助金について　　　　　　　　　　　　　　　　　・

　この補助金は、備前市への移住を希望している方が、市内での住居探し又は生活環境を調査するために市内宿泊施設を活用した際に、宿泊費の一部を補助することで移住定住を図ることを目的としています。

**１．補助を受けられる人**

　・県外から、備前市への移住を目的として、住居探し（建物の内見等）、仕事探し（ハローワーク相談、シェアオフィス内見、起業）等のために来市される方（来市時の行動予定を提出していただきます）

※観光や帰省、知人に会うといった移住目的でない滞在は、補助を受けられません。

※暴力団員等、暴力団員関係者は、補助を受けられません。

**２．補助の対象となる宿泊**

　・令和7年4月1日～令和8年3月26日の期間の１人１泊２千円以上の宿泊。

　・市内のホテル、旅館、民宿、ペンション、ゲストハウス、民泊等の民間宿泊施設を利用。

　　（旅館業、住宅宿泊事業の許可を得ている宿泊施設）

※キャンプ場等の野外宿泊施設は対象となりません。

※次の宿泊施設は公営のため対象となりません。

日生地域：ふれあいの館かぜまち、古代体験の郷まほろば

吉永地域：八塔寺ふるさと館、八塔寺国際交流ヴィラ

**３．補助金額**

　・１人１泊４千円まで補助。（実際の宿泊費が４千円を下回る場合は実費相当額）

　・１年度につき１家族５万円、単身利用の場合は２万４千円を上限とします。

※複数回利用の場合は合計額が補助上限金額に達するまで申請できます

**４．申請期限**

　宿泊をする７日前までに申請してください。　**※予算が無くなり次第終了**

※宿泊をする７日前が閉庁日の場合は、前開庁日までに申請してください。

※宿泊した後の申請は受け付けません

**５．実績報告**

　滞在後２週間以内に、宿泊した実績を報告してください。

※必ず宿泊費の領収書を控えておいてください。

**６．補助金の支給**

　　実績報告を審査の上、補助金額を確定します。確定した補助金額の請求書をいただいた後、概ね１か月以内に指定の口座に振り込みます。

申請から支給までの流れ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・

※太字下線の書類は指定様式があるので、紙で申請される場合はHPからダウンロードしてご利用ください。

紙で申請する場合 オンラインで申請する場合

１．交付申請　　　　宿泊する**1週間までに**次の書類を提出してください。

**①補助金交付申請書**

**②活動計画書**（内見物件、仕事探し等を詳しく記入）

③本人確認書類の写し

２．交付決定　　　　交付申請を審査した後、補助金の交付を決定します。

補助金交付決定通知書…市から申請者あてに通知

３．実績報告　　　　滞在後、**２週間以内**に次の書類を提出してください。

**①補助金実績報告書** オンラインで実績報告する場合

**②活動報告書**

**③宿泊証明書**

④領収書の写し

４．補助金額の確定　実績報告書を審査した後、補助金額を確定します。

補助金確定通知書…市から申請者あてに通知

５．補助金請求　　　確定した補助金額の請求書を提出してください。

**①補助金請求書**

６．補助金の交付　　補助金を指定された口座に振り込みます。

　申込・問合せ先

　〒705-8602　備前市東片上126番地

　　備前市 産業建設部 都市計画課　空家・住宅政策係

　　TEL 0869-64-2225　FAX 0869-64-1850　MAIL:bzijuu@city.bizen.g.jp